

小山市下水道事業経営戦略（概要版）

計画期間：令和3年度～令和12年度

策定の経緯

本編P1

公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や、保有施設の老朽化に伴う更新費用の増加など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取り組みが求められています。

本市の下水道事業は、平成31年4月より地方公営企業法の全部を適用し、公共下水道事業及び農業集落排水事業の特別会計を合わせて一つの下水道事業として新たなスタートを切りました。

企業会計に移行したことで、多額の資産・負債の状況や毎月の執行状況、経営状況が明らかとなり、使用料収入以外への依存度や保有する老朽化施設の更新及び未完了の未普及解消事業への投資資金不足、維持管理費の確保の必要性等が、見える状況となりました。

このような中、将来にわたって市民生活に重要な下水道サービスの提供を安定的に継続していくために、総務省が示すガイドラインに基づき中長期的（10年間）な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくものです。

第1章 事業概要

本編P2-12

施設

本市は、昭和36年度に都市下水路、昭和46年度に公共下水道事業に着手し、現在は小山処理区、扶桑処理区、渡良瀬川下流域関連公共下水道（思川処理区）の3処理区において、事業の推進を図っています。小山水処理センターは昭和51年6月、扶桑水処理センターは昭和59年10月より供用を開始しています。

また、農業集落排水事業は平成4年度より鏡地区より供用を開始し、現在は14地区の整備が完了しています。

使用料

- ・公共下水道と農業集落排水で同一料金設定
- ・基本料金(0m³)、従量制、累進制を採用
- ・使用料対象経費は、汚水処理費の維持管理費全部と資本費の一部
- ・直近の料金改定は平成29年度に実施（基本料金に係る基本汚水量(10m³)を廃止し、1m³より従量制を採用することで、節水世帯や少量世帯に配慮した料金体系とする、平均1.5%のマイナス改定）

令和元年度の汚水処理費（維持管理費＋資本費）に対する使用料の割合（経費回収率）は、公共下水道で78.9%、農業集落排水で51.0%であり、使用料不足分は、一般会計からの基準外繰入金や資本費平準化債の借入れ等により補てんしています。

民間活力の活用等

処理場及びポンプ場の維持管理業務は長期継続契約により民間委託しています。窓口業務においては、料金徴収業務について水道事業へ委任しており、受益者負担金、排水設備受付等を令和2年度より料金徴収受託業者へ委託しています。

また、「小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業」としてPFI事業の導入を進めています（令和3年度～）

第2章 将来の事業環境

本編P13-19

有収水量・使用料収入の見通し

「第2次小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和2年3月 小山市人口ビジョン編」における将来人口推計値をもとに、公共下水道、農業集落排水それぞれの処理区域内人口、有収水量の予測を行い、将来の使用料収入を予測しました。

公共下水道は、未普及区域の整備を推進する令和12年度までは処理区域人口、有収水量が増加傾向にあり、令和12年度の使用料収入は1,352,180千円となりますが、その後は緩やかな減少傾向となります。

農業集落排水は、今後新規整備の計画がないため、処理区域の人口減少に応じて有収水量も減少傾向となり、令和12年度の使用料収入は、87,027千円と推計されます。

施設の見通し

【公共下水道事業】

令和元年度末における下水道の整備状況（下水道管の布設状況）は、事業計画区域2,919haに対して整備完了は2,364ha（整備率81%）であり、今後も整備が必要な状況（未普及）となっています。

現有施設の改築については、長期的な改築費用の縮減及び平準化を図った公共下水道ストックマネジメント計画（平成29年度策定）に基づき、計画的に実施していきます。

＜管渠＞

- ・未普及解消事業（～令和12年度）
- ・老朽管渠の改築（令和9年度以降）

＜水処理センター＞

- ・小山水処理センター改築（受変電設備、自家発電設備、耐震工事等）（～令和5年度）
- ・小山水処理センター汚泥処理施設のPFI事業による整備（令和3年度～3年間）
- ・流入量の増加に対応するための水処理施設の増設（令和12年度以降）
- ・扶桑水処理センターは、小山水処理センター改築事業完了後、リスクの高い老朽化施設より改築

＜ポンプ場＞

- ・城南処理分区中継ポンプ場建設（～令和4年度）
- ・駅南汚水中継ポンプ場改築（令和5年度以降）

＜雨水施設＞

- ・大行寺排水区において、雨水管渠、雨水ポンプ場及び調整池の整備（～令和7年度）

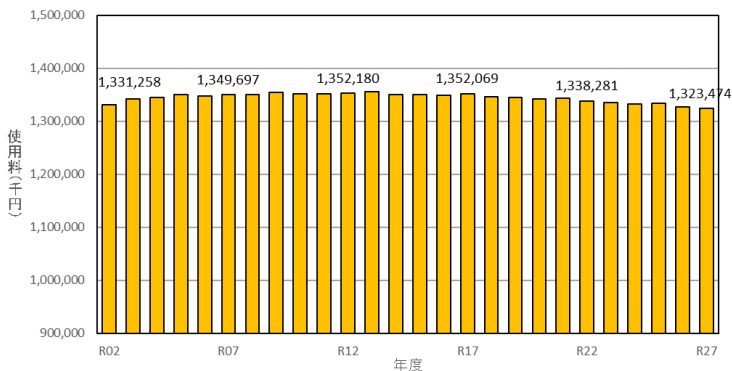
【農業集落排水事業】

農業集落排水事業最適整備構想（令和元年度策定）に基づき、費用の平準化を図りながら現有施設の機能保全を実施していきます。

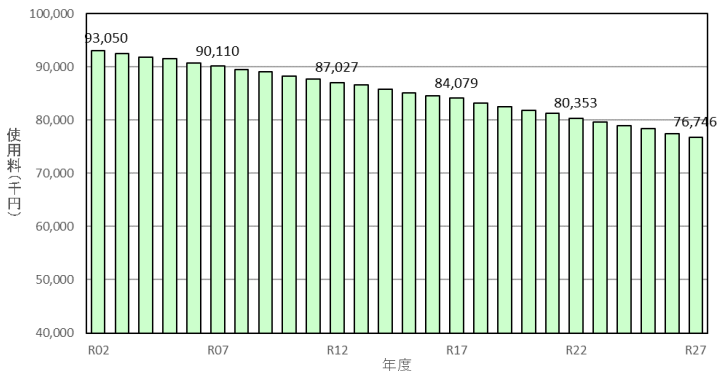
＜処理施設＞

- ・今後20年程度は農業集落排水事業最適整備構想に基づく機能保全計画を実施
- ・令和21年度を目標開始年次とした施設の再編化（施設の統合、公共下水道への接続等）

使用料収入の推計（公共下水道）



使用料収入の推計（農業集落排水）



処理区または地区数・処理場数

事業	処理区または地区数	処理場数
公共下水道	3 処理区	2 か所 (小山処理区、扶桑処理区)
	単独公共下水道(小山処理区)	
	単独公共下水道(扶桑処理区)	
	渡良瀬川下流域関連公共下水道(思川処理区)	
農業集落排水	14 地区	14 か所
	(鏡地区、中河原地区、生井地区、向野本田地区、上梁地区、中島地区、大行寺地区、武井・高松地区、萱橋地区、大本・小葉地区、延島地区、福良地区、東部地区、豊田北東部地区)	

下水道使用料 単価表(税抜き)

種別	基本料金	従量料金	
		汚水量	金額(1m ³ につき)
一般用	940 円	10m ³ まで	10 円
		10m ³ を超え 20m ³ まで	105 円
		20m ³ を超え 50m ³ まで	114 円
		50m ³ を超え 100m ³ まで	123 円
		100m ³ を超え 500m ³ まで	132 円
		500m ³ を超えるもの	142 円
浴場用	4,761 円	100m ³ まで	—
		100m ³ を超えるもの	47 円

※20m³あたりの使用料 2,090円

第3章 経営の基本方針 本編P20

1. 安全・安心で快適な生活のための基盤整備
- ①汚水管渠の整備
- ②雨水排水施設・管渠の整備
2. 良好な水環境と環境負荷の少ないまちの実現
- ①水洗化の促進
- ②再生資源の有効活用
3. 低コストで最良のサービスを安定的に提供
- ①良質な下水道サービスの提供
- ②下水道経営の健全化

第4章 投資・財政計画（収支計画） 本編P21-31

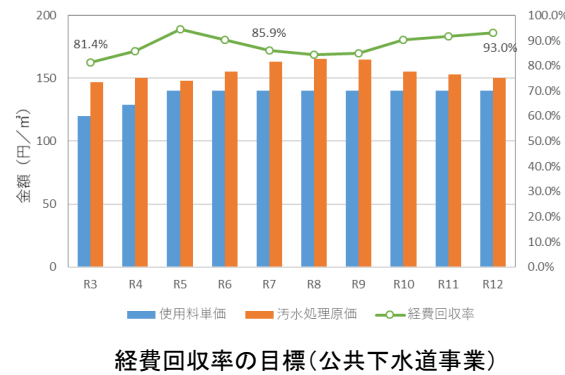
策定に当たっての重点取り組み内容

重点取り組み内容		指標 (必要な事業費等)	基準年度 R 元	取り組み達成期間		
				R3～R12(当計画期間) ～R6 R7 ～R12		R13～R22 (次期計画期間)
①	汚水未普及 解消事業の 早期実施	整備率 95% (事業費 81.8 億円)	81%	85%以上		95%以上 及び市街地 以外の整備
②	経費回収率 の回復	経費回収率 100% (使用料単価≧ 汚水処理原価)	78.9%	80%台	90%台	100%以上 (≧当該期間の 汚水処理原価)
③	自己資金の 確保	内部留保資金残高 13 億円	2.9 億円	13 億円		維持

①汚水未普及解消事業の早期実施
令和元年度末における下水道の整備状況(下水道管の布設状況)は、事業計画区域2,919haに対して整備完了は2,364ha(整備率81%)であり、555haが今後、整備が必要な状況(未普及)となっています。
国はこの未普及解消事業に対し、令和7年度までに概ね完了させること(10年概成・栃木県では概成を整備率95%で設定しています)としており、その後は、国庫補助金の配分が大幅に減少することが予測されます。小山市においても、可能な限り国庫補助金を財源として整備していけるよう、本経営戦略において期間内での整備率95%達成を目標とし、整備ペースを加速し実施していきます。

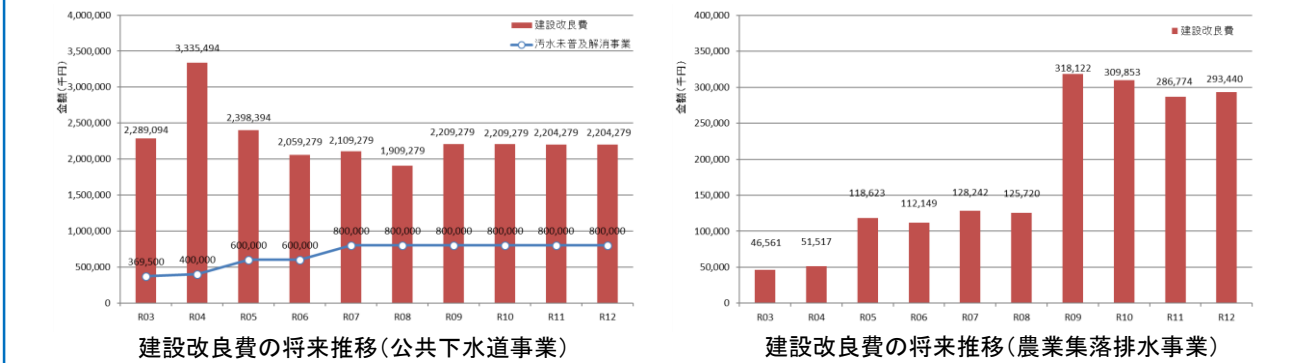
②経費回収率の回復
経費回収率＝使用料単価／汚水処理原価×100
（＝使用料収入／汚水処理費×100）
公共下水道事業において、令和元年度決算における経費回収率は78.9%でしたが、計画期間内において安定して80%台を保ち、最終年次(R12)までに90%台へ回復することを目指し、下水道使用料の見直し、汚水処理費の経費節減を図ります。

③自己資金(内部留保資金)の確保
安定した資金を備えて事業運営し、また、将来の投資資金を確保するため、使用料の見直しによる収入確保や一般会計繰入金等の活用、経費削減や経営改善に努め、計画期間において13億円程度の内部留保資金の確保に努めます。



投資についての説明

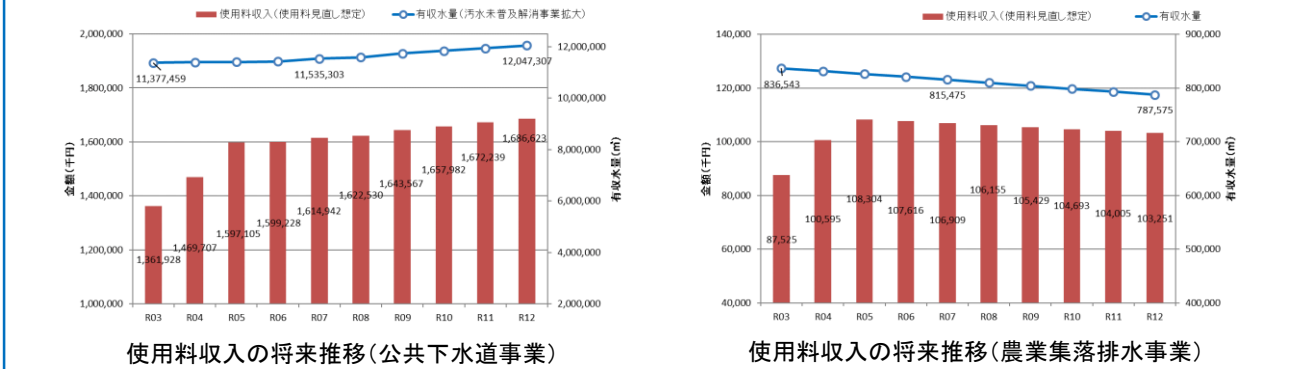
①建設改良費
施設の見通しにおいて示した内容を反映し計画的に実施していきます。汚水未普及解消事業については、重点取り組み内容のとおり、整備ペースを加速し、未整備区域の整備を促進していきます。



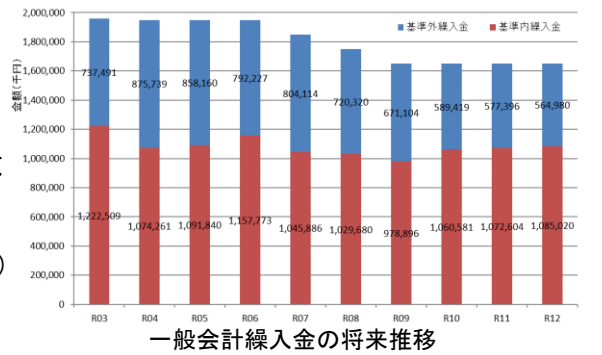
②企業債償還金
過年度に借入れを行った企業債の償還は現在も継続しており、公共下水道事業は令和3・4年度、農業集落排水事業は令和4～7年度に償還のピークを迎えます。下水道事業全体で新規企業債の借入額が償還額を超えないようにしているため、残高は順調に減少する見込みです。

財源についての説明

①使用料
本市は経費回収率が低い水準にあり、使用料不足分を、一般会計からの基準外繰入金等により補てんしています。一般会計に依存した状態が続くことは、独立採算制の原則に反するほか、公共下水道事業を使用しない市民からの税金を使用していることとなるため、使用料の見直しを図る必要があります。本来は経費回収率100%があるべき姿ですが、大幅な値上げは市民の大きな負担となることから、使用料の段階的な値上げによる増額を見込みます。不足分は、経費削減や経営改善に努め、原価の抑制を図るとともに、資本費平準化債等を引き続き活用していきます。
料金体系は具体的な改定見直し時に検討します。



②一般会計繰入金
総務省が設けている基準に基づく、一般会計が負担すべき経費を基準内繰入金と呼び、一方で、使用料不足分を補てんしている分を基準外繰入金と呼びます。
本市は基準外繰入が長年続いており、一般会計の財政を圧迫しています。
使用料見直しを考慮し、一般会計からの基準外繰入金
は経営状況を見ながら段階的に減額し、計画初年度(R3)と比較して最終年次には約3億円、期間内総額で約15億円の削減を目指します。



第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 本編P32

計画期間の中間となる令和7年(2025年)度に中間評価、場合によっては見直しを行い進捗の管理を行います。目標値と実績値に著しく乖離があった場合は、原因を特定し、必要な対策等の対応を図ります。